

## 丹波篠山市競争入札に関する公表要綱

### (目的)

第1条 要綱は、市が施行する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係る入札予定及び結果等を市民に公表することにより、公正な入札執行を確保することを目的とする。

### (対象)

第2条 市が施行する競争入札の公表の対象は次のとおりとする。

- (1) 建設工事又は製造の請負
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

### (公表の範囲)

第3条 発注予定工事情報の公表範囲は、設計金額250万円以上の建設工事における工事名称、工事場所、工事概要、入札予定時期及び工事担当課とする。

2 建設工事の指名競争入札等に係る入札結果等の公表範囲は、指名基準、全ての指名業者、指名理由、入札者名、入札金額、落札者名、落札金額、工事名称、工事場所、入札場所、入札日、予定価格、低入札価格調査基準価格、失格調査価格、最低制限価格、落札者決定基準、落札理由、最低制限価格未満の入札者名。

3 業務委託の指名競争入札に係る入札結果等の公表範囲は、指名基準、全ての指名業者名、指名理由、入札金額、落札者名、落札金額、業務名称、業務場所、入札場所、入札日、予定価格。

4 随意契約の場合は、随意契約を行う理由、相手方の選定理由、金額、工事名称、工事場所、予定価格。

5 契約の内容に関する事項は、契約業者名、住所、工事名称、場所、種別、概要、工期、契約金額の変更を伴う契約変更の内容及び理由。

### (公表の時期)

第4条 発注予定工事情報に係る公表については、当該年度当初及び10月の2回、告示のうえ、行政経営部において閲覧に供する。

2 前項の公表期間は、年度当初の公表及び10月の公表とも当該年度末までとする。

3 建設工事及び業務委託の競争入札に係る入札結果等の公表については、開札結果表及び契約書写等を当該年度末まで、契約担当課及び行政経営部において閲覧に供する。

4 前各号の規定にかかわらず、請求により前条に定める範囲内で閲覧に供する。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項の規定は平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。